

議会運営委員会

日 時 令和4年2月14日（月）午前10時～
場 所 全員協議会室

1 令和3年亀岡市議会定例会令和4年3月議会について

- (1) 議案送付 2月14日（月）
- (2) 再 開 2月21日（月）

2 議案の概要説明について

- (1) 概 要 （別添）

3 3月議会日程案について【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 2月21日（月） 正午
 - 施政方針演説等の原稿 2月17日（木） 配付予定（各会派控室へ）
 - 一般質問順序 ①新清流会 ②緑風会 ③共産党議員団 ④公明党議員団
- (2) 請願書等提出期限 2月21日（月） 午後5時
- (3) 質疑通告期限（当初提案議案分） 3月3日（木） 本会議終了時
- (4) 討論通告期限（3月9日採決分：補正予算議案等） 3月8日（火） 委員会終了時
- (5) 意見書提出期限 3月18日（金） 午前10時
- (6) 討論通告期限（最終日採決分） 3月22日（火） 午後4時

4 再開日（2月21日）の議事について

- (1) 議事日程
 - 諸報告（地方自治法第180条関係（1件）、理事者出席要求）
 - 第1 会議録署名議員指名（松山議員、小川議員）
 - 第2 第1号議案から第54号議案（提案理由説明） ※施政方針演説

【裏面に続く】

5 陳情・要望について

- (1) 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情【別紙No.2】
- (2) 「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が保障される医療体制を求める陳情書【別紙No.3】
- (3) 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書【別紙No.4】
- (4) 母（毛嘉萍^{モウカヘイ}）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望【別紙No.5】

6 一般質問について

- (1) 3月議会の一般質問時間等
 - 代表質問 3月2日（水） 答弁時間含まず1会派40分 一括質問方式
 - 個人質問 3月3日（木）、4日（金）、7日（月） 答弁時間含み1人45分

※議会活性化の検討による決定事項（副議長・監査委員への質問権付与等）
- (2) 一般質問の通告等
 - 通告書は事務局へメールまたはUSBで提出
 - 会派内調整（代表質問など同内容の質問の重複について調整）
 - 会派内質問順序は2月18日（金）までに事務局へ連絡

7 予算審査について

- (1) 審査体制
 - 予算特別委員会
 - ・分科会方式 議長を除く全議員で全体会を構成し、各常任委員会を分科会として審査する。
 - ・委員数 22人
 - ・設置予定日 3月7日（月） 一般質問終了後
 - ・正副委員長の選出 3月7日（月） 本会議終了後 ※互選による
- (2) 審査日程案【別紙No.6】

※審査資料「施策の概要」は2月16日（水）に配付予定（各会派控室へ）

8 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 消毒液の設置、マスク着用等
- (2) 会議中のドアの開放等
- (3) 本会議・委員会への傍聴自粛呼びかけ
- (4) 委員会への出席職員の抑制
- (5) 市民憲章唱和の実施見合わせ
- (6) アクリル板の設置

※議長席、一般質問席、市長席、演壇ではマスクの着用なしで発言可

- (7) 会議中のCO2濃度測定

9 その他

- (1) 議会運営委員会、常任委員会の行政視察について
- (2) 議場内撮影許可の申請（市政記者クラブ、広報プロモーション課）
- (3) 本日（2月14日）の会議予定

引き続き 幹事会、会派会議、広報部会・広聴部会、広報広聴会議

15:00～ サイドブックス利用者講習会

- (4) 議会運営委員会等の予定

3月 1日（火） 14:00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

3日（木） 本会議終了後 議会運営委員会・幹事会

9日（水） 未定 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

終了後 議会運営委員会・幹事会

22日（火） 11:00～ 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

13:30～ 幹事会・議会運営委員会

23日（水） 未定 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

終了後 議会運営委員会

- (5) その他の日程

2月18日（金） 10:00～ 総務文教常任委員会（月例）

13:00～ 議員団研修会（若宮正子氏）

15:00～ 全員協議会（当初予算概要説明）

令和3年亀岡市議会定例会 令和4年3月議会日程表（案）

Ver. 0214

【議会期間 31日間】

| 日 | 曜日 | 会 議 等 | 会 議 内 容 等 |
|------|----|---|--|
| 2/10 | 木 | 10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整 | 議案概要 |
| 11 | 金 | (建国記念の日) | |
| 12 | 土 | | |
| 13 | 日 | | |
| 14 | 月 | 【議案送付】 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議 15:00～ サイドブックス利用者講習会 | 議案概要、2/21の議事日程等 |
| 15 | 火 | | |
| 16 | 水 | | |
| 17 | 木 | | |
| 18 | 金 | 10:00～ 総務文教常任委員会（月例） 13:00～ 議員団研修会 15:00～ 全員協議会 | |
| 19 | 土 | | |
| 20 | 日 | | |
| 21 | 月 | 10:00～ 【定例会再開】 <12:00 一般質問通告期限／17:00 請願書等提出期限> | 諸報告、会議録署名議員指名、 施政方針・提案理由説明 |
| 22 | 火 | | |
| 23 | 水 | (天皇誕生日) | |
| 24 | 木 | | |
| 25 | 金 | | |
| 26 | 土 | | |
| 27 | 日 | | |
| 28 | 月 | | |
| 3/1 | 火 | 13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整 | 追加議案概要 |
| 2 | 水 | 10:00～ 【一般質問（代表）】 | |
| 3 | 木 | 10:00～ 【一般質問（個人）】 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時 質疑通告期限> | 追加議案概要、 3/7・3/9の議事日程等 |
| 4 | 金 | 10:00～ 【一般質問（個人）】 | |
| 5 | 土 | | |
| 6 | 日 | | |
| 7 | 月 | 10:00～ 【一般質問（個人）】 終了後 予算特別委員会 | 提案理由説明、質疑、付託、 予算特別委員会の設置 予特正副委員長の互選 |
| 8 | 火 | 10:00～ 3 常任委員会 <委員会終了時 討論通告期限> | 付託議案審査（補正予算等） |
| 9 | 水 | 10:00～ 3 常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 終了後 【補正予算等採決】 終了後 3 常任委員会 (終了後 予算特別委員会事前調整) | 委員長報告 討論順序、採決順序等 予特正副委員長名報告、 補正予算等採決 付託議案審査（条例等） |
| 10 | 木 | 10:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 10:20～ 予算特別委員会分科会 | 市長あいさつ 分科会審査 |
| 11 | 金 | 10:00～ 予算特別委員会分科会 | 分科会審査 |

令和3年亀岡市議会定例会 令和4年3月議会日程表（案）

Ver. 0214

【議会期間31日間】

| 日 | 曜日 | 会 議 等 | 会 議 内 容 等 |
|----|----|---|-------------------------------|
| 12 | 土 | | |
| 13 | 日 | | |
| 14 | 月 | 10:00～ 予算特別委員会分科会 | 分科会審査 |
| 15 | 火 | 10:00～ 予算特別委員会分科会 | 分科会審査（市長質疑項目の確認） |
| | | 10:30～ 予算特別委員会全体会 | 市長質疑項目の報告・決定 ※15:00 執行部へ送付 |
| 16 | 水 | (9:30～ 予算特別委員会) | ※現地視察実施の場合 |
| | | 13:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 終了後 予算特別委員会分科会 | 市長質疑項目の答弁 分科会採決 |
| 17 | 木 | 11:00～ 予算特別委員会分科会 | 分科会委員長報告の確認 |
| | | 終了後 予算特別委員会全体会 | 委員長報告の質疑等 |
| | | 終了後 会派会議 | |
| | | 終了後 予算特別委員会全体会 | 討論～採決 |
| 18 | 金 | （委員会予備日） | <10:00 意見書提出期限> |
| 19 | 土 | | |
| 20 | 日 | | |
| 21 | 月 | （春分の日） | |
| 22 | 火 | 10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） | 人事議案 |
| | | 11:00～ 議運事前調整 | |
| | | 13:30～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 | 3/23の議事日程、人事議案、 意見書案等 |
| | | 終了後 会派会議 | <16:00 討論通告期限> |
| 23 | 水 | 10:00～ 予算特別委員会全体会 | 委員長報告確認 |
| | | 終了後 3 常任委員会 | 委員長報告確認 |
| | | 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 | 討論順序、採決順序等 |
| | | 午後（予定）【定例会休会】 議長記者会見、広報部会・広聴部会 | 委員長報告～採決等 |

亀岡市議会
議長 福井 英昭 様

京都社会保障推進協議会
議長 渡邊 賢治

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 6階

介護施設の人員配置基準の引き上げのために、 国に対し意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取り組みをすすめていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとして、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、介護現場は「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いています。ましてや、今般のコロナ禍では法廷の配置基準で対応することは、到底不可能であることは一目瞭然です。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まりましたが、労働環境の改善がすすまなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態（特別養護老人ホームの場合「2.0:1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働きつけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目について陳情します。

記

【陳情項目】

1. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。
2. 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。
 - ① 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
 - ② 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
 - ③ 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上

「介護施設の人員配置基準の引き上げを求める意見書」

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金である。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを求めているが、ほとんど取り組みがすすめられていない。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いており、今般のコロナ禍で人手不足が顕在化した。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まっているが、労働環境の改善がすすまなければ、ゆくゆくは今と同じ状況になるであろうことは想像に難くない。こうした現状を改善するためには、「人員配置基準」の引き上げは必要不可欠である。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するためにも、人員配置に係る水準を定めた基準省令の見直しが必要となる。同時に、水準の引き上げには介護報酬の引き上げが欠かせないが、それに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

よって、国会及び政府におかれては、介護労働者の勤務環境の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、介護施設の人員配置基準の抜本的な改善を図るよう、下記の事項について要望する。

1. 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
2. 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
3. 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日

亀岡市議会
議長 福井 英昭

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

令和4年1月28日受理(特)

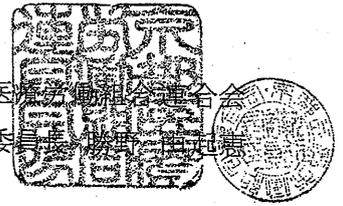
別紙 No.3

2022年1月28日

亀岡市議会

議長 福井 英昭 様

京都医療労働組合連合会
執行委員長 藤野 由起 様



「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が 保障される医療体制を求める陳情書

【陳情趣旨】

従来より格段に感染力の強いデルタ株が広がるなか、オリンピック・パラリンピックの開催が強行され、災害レベルにまで至った新型コロナウイルス感染第5波では、全国で、病院にも宿泊療養にも入れず、保健所の連絡も間に合わない「自宅放置」が激増しました。

こうした中で政府は、事態の改善を図るどころか「入院は重症と重症化リスクの高い者に重点化、それ以外は自宅療養を基本」という方針を打ち出し、批判の噴出に「中等症は入院」と軌道修正したものの、「原則自宅療養」は撤回せず、いのちの危機にさらされる在宅患者の様子が、連日、マスコミで報道されました。全国の警察が8月に扱った変死遺体のうち、過去最多の250人が新型コロナウイルスに感染していたと報じられています。

医療や保健所のひっ迫を理由に国が「自宅放置」を方針とすることは、本来、感染者の医療保障に責任を持つべき国が、患者の医療を受ける権利を制限し、感染者の隔離・保護による感染抑止を放棄するもので、爆発的感染拡大の犠牲者に自助努力を強いて、医療・公衆衛生の確保に対する国の責任を棚上げするものです。たとえ爆発的な感染拡大に至ったとしても、誰ひとり、必要な医療が受けられずいのちを落とすことのない医療・公衆衛生体制を確保することこそ、憲法25条に定められた国と自治体の責務です。

また、病床や医療スタッフが足りないにも関わらず、国は、今通常国会で医療法等一部改正を強行し、病床削減と医師・看護師の増員抑制を進めようとしています。

病院・病床や保健所の削減を進めてきたなかで新型コロナに直面し、医療崩壊や保健所機能マヒに陥ったこの間の事態を重く受け止め、医療提供体制の効率的再編を中止し、感染抑止と医療・公衆衛生体制の強化に国が責任を持つよう強く求めます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

【陳情項目】

1. 「原則自宅療養」を撤回し、災害級の感染拡大でも、国の責任で、誰もが必要な医療が受けられる体制を確保すること。
2. 2021年国会で成立した医療法等一部改正を白紙に戻し、地域医療構想を抜本的に見直し、災害級の感染爆発に至っても一般医療と十分両立できる感染症に対応する施設・設備・人員をあらかじめ確保し、その維持に必要な財源は全額国費で賄うこと。

「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が保障される医療体制を求める意見書（案）

従来より格段に感染力の強いデルタ株が広がるなか、オリンピック・パラリンピックの開催が強行され、災害レベルにまで至った新型コロナウイルス感染第5波では、全国で、病院にも宿泊療養にも入れず、保健所の連絡も間に合わない「自宅放置」が激増しました。

こうした中で政府は、事態の改善を図るどころか「入院は重症と重症化リスクの高い者に重点化、それ以外は自宅療養を基本」という方針を打ち出し、批判の噴出に「中等症は入院」と軌道修正したものの、「原則自宅療養」は撤回せず、いのちの危機にさらされる在宅患者の様子が、連日、マスコミで報道されました。全国の警察が8月に扱った変死遺体のうち、過去最多の250人が新型コロナウイルスに感染していたと報じられています。

医療や保健所のひっ迫を理由に国が「自宅放置」を方針とすることは、本来、感染者の医療保障に責任を持つべき国が、患者の医療を受ける権利を制限し、感染者の隔離・保護による感染抑止を放棄するもので、爆発的感染拡大の犠牲者に自助努力を強いて、医療・公衆衛生の確保に対する国の責任を棚上げするものです。たとえ爆発的な感染拡大に至ったとしても、誰ひとり、必要な医療が受けられずいのちを落とすことのない医療・公衆衛生体制を確保することこそ、憲法25条に定められた国と自治体の責務です。

また、病床や医療スタッフが足りないにも関わらず、国は、今通常国会で医療法等一部改正を強行し、病床削減と医師・看護師の増員抑制を進めようとしています。

病院・病床や保健所の削減を進めてきたなかで新型コロナに直面し、医療崩壊や保健所機能マヒに陥ったこの間の事態を重く受け止め、医療提供体制の効率的再編を中止し、感染抑止と医療・公衆衛生体制の強化に国が責任を持つよう強く求めます。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 「原則自宅療養」を撤回し、災害級の感染拡大でも、国の責任で、誰もが必要な医療が受けられる体制を確保すること。
2. 2021年国会で成立した医療法等一部改正を白紙に戻し、地域医療構想を抜本的に見直して、災害級の感染爆発に至っても一般医療と充分両立できる感染症に対応する施設・設備・人員をあらかじめ確保し、その維持に必要な財源は全額国費で賄うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2022年 月 日

亀岡市議会

（提出先） 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

令和4年1月28日受理(持参)

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める
意見書の提出を求める陳情書

別紙 No.4

陳情の趣旨

1. 国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出してください。

理由

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、保育士不足に拍車をかけています。

保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されています。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えることとなりますが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ません。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められています。

つきましては貴議会(貴職)より、国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出(採択)していただけるよう陳情いたします。

2022年 / 月 28日

亀岡市議会 議長 福井 英昭 様

〒6064-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2ラポール京都5階

京都保育団体連絡会

藤井 伸生

TEL 075-801-8810

意見書ひな型

保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1. 国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇を、抜本的に改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日 ○○○○議会

内閣総理大臣/財務大臣/厚生労働大臣

文部科学大臣/内閣府特命担当大臣(少子化対策)

衆議院議長/参議院議長

宛(各通)

亀岡市議会 議長 様

令和4年1月31日受理
(郵送)

要 望 書

住所：東京都台東区浅草 5-49-2
吉川マンション 204 室
氏名：付 偉形

母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望

私は付偉形と申します。8年前留学のため中国大連から来日しました。大学卒業後東京の弁護士事務所で働いています。中国で逮捕拘留されている母「毛嘉萍」の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

母、毛嘉萍は54歳で、遼寧省大連市に住んでいます。2021年6月2日に、母が一人で自宅にいた際、法輪功を修煉していることを理由に現地の警察に押し入れられ、強制連行され、現在大連市姚家留置場（電話：0411-88053434、0411-88053401）に拘束されています。

元々体が弱い母は31歳（私は5歳）の時、病院で胃がん末期と診断され、「手の施しようがない」と、最期を宣告されました。その時に、親戚に法輪功を紹介され、藁にもすがる思いで母は法輪功を始めました。幸運なことに母は奇跡的に快復しただけでなく、以降二十数年に渡り、一度も病院に行くことなく、健康を維持してきました。

しかし、1999年7月20日、当時の国家指導者、江沢民は、嫉妬心から法輪功への残忍な迫害を開始しました。拷問迫害による死亡者は、身元が確認できた人数だけでも4000人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われています。法輪功に対する迫害の中で、大連は最も厳しい迫害を受けた地域の一つです。大連市長であった薄熙来は率先して、生きた法輪功学習者から臓器摘出を行い、瞬く間に全国に広め、臓器摘出から遺体の販売まで一貫して行う殺人産業を形成し、地球上にかつてない邪悪を造り出しました。

中国共産党政府の血に染まった手によって、健康体となった母から臓器が奪取される可能性さえあります。そして母が一日でも長く拘留されれば、その分拷問に遭うリスクも大きくなるのです。また警察に拘束されている状態では法輪功の修煉ができないため、がんが再発する可能性も否定できません。

私は母と一緒に法輪功を修煉していたため、もし日本から中国に帰れば、飛行機から降りた途端に逮捕される恐れがあるため、この8年間、大好きな祖母が亡くなった時も中国に帰ることができませんでした。母が不法に逮捕されている今、悲しみと不安と無力感に苛まれている私に、どうかお力をお貸しくくださいますよう、切にお願い申し上げます。

記

1 人道的な立場、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、在日中国大使館及び日本外務省に働きかけること。国に「毛嘉萍さんの早期救出を求める意見書」を提出すること。

以上

毛嘉萍さんの早期救出を求める意見書（案）

付偉彤さんは8年前に留学のため来日し、現在東京銀座にある法律事務所で働いています。彼女のお母さんは中国で1997年に法輪功を習い始めたため、末期の胃がんが治っただけではなく、以降二十数年に渡り、一度も病院に行くことがなく、健康を維持してきました。しかし、中国共産党政権は1999年7月20日から法輪功に対して弾圧を始めました。お母さんは法輪功を学んだため、2021年6月2日に自宅で警察に不法に連行され、現在大連の留置所に拘束されました。

2020年まで、過去21年間、大連だけでは、十数万人以上の法輪功学習者が中国共産党に迫害されてきました。その中で、数万人が違法に召喚され、罰金を科され、拘束され、洗脳され、投獄され、数千人が麻薬中毒患者治療所、拘置所、洗脳教室に送られ、147人が死に至るまで迫害され、827人が違法に労働で再教育され、371人が違法に判決を受け、さらに生きたまま臓器を摘出されました。そして、現時点で付さんのお母さんはまだ家族と面談することができていません。付さんのお母さんの身にも重大な危機が迫っているのです。

よって、国におかれましては、人道的見地に立って在日会社員のお母さんである毛嘉萍さんの早期救出に全力を尽くすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 議会議長
〇〇〇〇

宛先：

| | | | |
|---------|----|----|---|
| 衆議院議長 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 参議院議長 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 総務大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 外務大臣 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 国家公安委員長 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |
| 警察庁長官 | 〇〇 | 〇〇 | 様 |

予算特別委員会 審査日程(案)

ver040214

| 日時 | 予定時刻 | 全体会／分科会等 | | |
|--------------|----------------|--|----------------------|-------------------------|
| 【1】 3月10日 | 10:00 | 全体会 1. 市長あいさつ(※市長等出席) | | |
| | 10:20 | 分科会 | | |
| | | ○総務文教 | ○環境市民厚生 | ○産業建設 |
| | | ①議会事務局 ②会計管理室 (曾山等、特別会計含む) | ①環境先進都市推進部 | ①産業観光部・農業委員会 |
| | 13:00 | ③政策企画部 | ②子ども未来部 | ②産業観光部・農業委員会 (つづき) |
| ④市長公室 | | ③健康福祉部 | | |
| 【2】 3月11日 | 10:00 | ⑤総務部・監査委員事務局 | ④特別会計(各部) | ③上下水道部 |
| | 13:00 | ⑥生涯学習部 | ⑤市民生活部 ・市長質疑項目の整理 | ④まちづくり推進部 ・市長質疑項目の整理 |
| 【3】 3月14日 | 10:00 | ⑦教育委員会 (教育費:幼稚園費まで) | | |
| | 13:00 | ⑧教育委員会 (教育費:社会教育費から) | | |
| | | ・市長質疑項目の整理 | | |
| 【4】 3月15日 | 10:00 | ・市長質疑項目の確認 | ・市長質疑項目の確認 | ・市長質疑項目の確認 |
| | 10:30 | 全体会 1. 市長質疑項目の報告・決定 2. 現地視察の検討・決定 | | |
| | 15:00 | ※市長質疑項目の送付(議会事務局→総務課へ) | | |
| 【5】 3月16日 | 9:30 | (現地視察 ※実施の場合) | | |
| | 13:00 | 全体会 1. 市長質疑(※市長等出席) | | |
| | 終了後 (16:00) | 分科会 | | |
| | | ○総務文教 | ○環境市民厚生 | ○産業建設 |
| | 1. 委員間討議、討論、採決 | 1. 委員間討議、討論、採決 | 1. 委員間討議、討論、採決 | |
| 【6】 3月17日 | 11:00 | 分科会 | | |
| | | ○総務文教 | ○環境市民厚生 | ○産業建設 |
| | | 1. 委員長報告の確認 | 1. 委員長報告の確認 | 1. 委員長報告の確認 |
| | 午後 | 全体会 1. 各分科会委員長報告(質疑) 2. 委員間討議 ～会派会議～ 3. 討論～採決等 | | |

※3月23日(3月議会最終日)の全体会で委員長報告の確認